

Ⅲ 重点評価対象公社等への意見・提言

No. 1 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター

1 選定理由

当法人は、平成25年2月に国から中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定され、国・県等からの補助・受託事業等を多岐にわたり実施しており、本県の産業振興を担う中核的支援機関として、非常に重要な役割を担っている。

一方で、平成22年度以降、4期連続して経常増減額が赤字となっており、平成25年度決算において、一般正味財産の累積赤字が約5億8千万円、事業別で見れば、オーダーメイド型貸工場活用促進事業（以下、「貸工場事業」という。）で約14億1千万円となっており、特に当該事業の今後の見込み等について確認する必要があることから、選定したものである。

2 法人を取り巻く現状等

法人の経営状況等について書類審査及びヒアリングを実施したところ、主な課題等への法人及び県所管課の対応状況等については、下記のとおり説明等があった。（ヒアリング実施日：平成26年11月17日）

(1) 設備・機械類貸与事業の終了に伴う収益面での影響及び新たな自主財源の見込み

設備貸与事業及び機械貸与事業（県単独事業）については、平成26年度をもって事業を終了することとしているため、これまで当センターの運営費の一部を担ってきた財源が減少することが見込まれる。このため、不足する財源については、本県中小企業に対する唯一の認定支援機関としての機能・役割を踏まえながら県と協議していきたい。

(2) 中期経営計画と実績の乖離の状況

中期経営計画と差異が生じているのは、主に貸工場事業によるものである。同事業については、長期資金収支計画に基づいて管理をしており、現在の累積赤字は、入居企業の立ち上がり時の経費負担を軽減するために行った対応（段階的なリース料設定、維持管理費の一部立替）と昨年度のリース料の減額対応が影響している。

(3) 累積赤字の解消の見込みについて

県からの約29億円の借入金の償還については、貸工場事業に係る入居企業からのリース料などを財源として行うこととしている。

リース料については、現在、軽減措置を講じているが、これまで約定どおりに支払われており、入居企業の今後の事業計画においても、約定の支払が見込まれているところである。

当該事業においては、リース料の軽減により単年度赤字となっているが、軽減が終了する平成28年度からは単年度黒字に転換する見込である。

(4) 貸工場事業に係るリース料の積算等について

リース料については、県への借入金の償還、貸工場事業運営費用等を考慮して積算されており、立ち上がり時期についてはリース料の軽減を行い、その後、均等で支払うものとして積算されている。

平成25年7月に入居企業からリース料軽減の申し出があり、県と連携して「オーダーメイド型貸工場事業経営状況等点検会議」で検討した結果、外部環境等の要因に加え創業期であることも勘案し、同社が経営基盤の強化に取り組んでいくためには、リース料を当面の3年間、立ち上がり時期と同程度に軽減することが必要と判断し、見直しを行った。変更後のリース料については、最初の1年間を立ち上がり時期のリース料と同程度の金額となる月額3百万円とし、以後、1年ごとに月額5百万円、月額7百万円としている。なお、軽減した分については、後年度のリース料に上乘せし、支払総額を変えずに回収することとなっている。

3 当委員会からの意見・提言等

(1) 経営の健全化に向けた取組

当法人の実施する事業は多岐にわたり、16の事業会計に区分されているが、貸工場事業を除くと、当期経常増減額は、平成25年度が約1千6百万円の赤字、平成24年度が約3千万円の黒字となっており、おおむね収支は均衡している。

貸工場事業における累積赤字の解消と県からの借入金の償還については、入居企業からのリース料を財源として行うこととなるため、当法人及び県においては、入居企業の経営状況等を適切に把握していくことが必要である。

また、当法人が実施してきた設備・機械貸与事業が平成26年度をもって終了することとなり、当法人の運営費の一部を担ってきた財源が減少することが見込まれることから、当法人の中小企業に対する支援機関としての機能・役割を踏まえ、不足する財源の確保について県と協議のうえ、本県中小企業に対する各種サービスの低下を招かないよう、実施事業の見直しと経営基盤の安定に努めていただきたい。

(2) 貸工場事業の円滑な運営

貸工場事業に係る当法人に対する県の貸付金の返済については、貸工場入居企業のリース料収入が原資となっている。当該リース料については平成23年12月の操業から平成25年3月までは立ち上がり時期であることから月額リース料を軽減してきたが、入居企業の経営基盤の強化の観点から、平成25年8月から平成28年7月まで、再度、月額リース料を軽減することとなった。軽減した分については、後年度のリース料に上乘せし、平成43年3月分のリース契約期間の満了までに総額を回収することとしているが、入居企業の経営状況に影響される脆弱な面がある。

当委員会は、入居企業の経営状況を確認することができなかったため、リース料の減額の根拠や妥当性についての検証を行わなかったが、当法人及び県による適切なチェックが担保されるよう、外部の専門家等から構成される「オーダーメイド型貸工場事業経営状況等点検会議」の一層の機能強化に向けて検討を進めていただきたい。

また、多額の県費が投入されている事業でもあることから、県民に対する説明責任を果たし、更なる県費負担の発生等の不安を与えることのないよう、適時・適切な情報提供を行うとともに、旧入居企業の経営破綻等の経緯も踏まえ、県と連携し当該事業の円滑な運営に努めていただきたい。